



**※1 協議会の構成(例)**

- ・地方公共団体 (都道府県、市区町村)
- ・自動車製作者
- ・商工会議所
- ・民間法人 等

**※2** 超小型モビリティの認定を受けた車両は、自動車の保管場所の確保等に関する法律第5条の規定に基づく届出(対象地域のみ)等、軽自動車の諸制度が適用される。